

議員報酬の適正化に関する特別決議

町村議会議員のなり手不足問題が深刻化している。

この問題には様々な要因が絡み合っているが、都道府県議会議員、市区議会議員と比べて著しく低い議員報酬（平均月額約 21.7 万円）が大きな影響を及ぼしていることは明らかである。

町村議会の議員報酬月額の水準は、全国的に見ても、永きにわたり、町村長の給料月額約の約 30%程度に据え置かれたままであり、それだけでは生計を維持できないほど低水準であることが指摘されている。

こうしたことを踏まえ、全国町村議会議長会は、議会・議員の活動量と長の活動量を比較し、活動内容を住民に明示することを通じて、議員報酬を考える「活動内容を踏まえた原価方式」（令和 4 年 2 月研究委託報告書『議員報酬・政務活動費の充実に向けた論点と手続き（江藤俊昭大正大学社会共生学部教授）』）等を議員報酬の算定方法として全国展開しており、このことは、国の第33次地方制度調査会の答申（令和 4 年12月）においても肯定的に捉えられている。

今こそ、我々町村議会は、議会に多様な人材の参画を促す観点から、更なる議会改革を進め、議会・議員の活動量を豊富化し、住民の理解を得ながら議員報酬の適正化を図っていく所存である。

よって、町村長各位におかれては、我々町村議会の取組に理解をいただいた上で、以下の点についてご留意されるよう、要請する。

記

- 1 議員報酬の検討に当たっては、類似団体や近隣町村との比較のみにとらわれることなく、議会が導き出した結論（活動内容を踏まえた原価方式等により算定された議員報酬額等）について、十分尊重されたいこと。

2 議員報酬の検討に当たって、特別職報酬等審議会の意見を聴く場合は、審議会の運営等について、次の事項に留意すること。

- (1) 審議会委員には議会の活動状況を把握している者を選任すること。
- (2) 議会側に意見陳述の機会を付与すること。
- (3) 議会・議員の活動状況を単に審議日数のみで捉えることなく、住民との対話や日常の議員活動など活動量や活動内容を踏まえ検討すること。
- (4) 類似団体や近隣町村との単純な比較のみにより議員報酬の水準を決定しないこと。
- (5) 議会費の総額ありきの考え方から議員報酬を増額する代わりに議員定数を安易に削減することのないようにすること。

以上、決議する。

令和6年10月18日

長野県町村議会議長会 第39回定期総会